

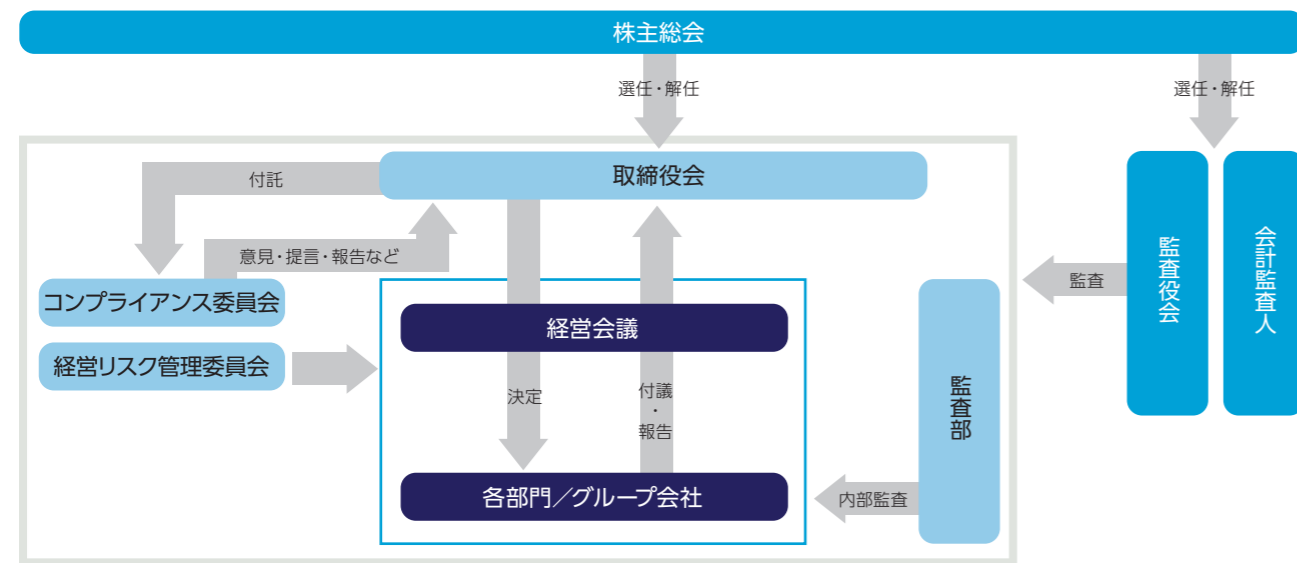
コーポレート・ガバナンス

グループガバナンスの強化

NEXCO西日本は、法令および社会のルールを遵守し、自由で活発な創造的企業活動を公正を旨として行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと認識しています。そのため、経営の意思決定、業務執行および監督、さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経

営の健全性、効率性および透明性を確保するとともに、私たち一人ひとりがさまざまな局面で実践すべき指針として「NEXCO西日本グループ行動憲章」を定め、常日ごろから高い理念と規範に基づき行動するよう努めています。

▼コーポレート・ガバナンス体制図



コンプライアンスの浸透・定着

NEXCO西日本グループは、倫理や道徳を含めた社会のルールを守り、社員のコンプライアンス意識の向上を図ることで、グループ全体としてコンプライアンスの実現を目指しています。

具体的な活動としては、2008年度までにNEXCO西日本の全支社および全事務所においてコンプライアンス講習会を実施しました。新入社員研修等の社内研修においても、コンプライアンス意識向上のための講義を取り入れています。周知用の

ツールとしては、冊子「NEXCO西日本グループ コンプライアンスブック」を作成し、グループ全社員に配布しています。さらに、コンプライアンス通報・相談窓口は、弁護士による外部窓口4カ所のほか、グループ各社に窓口を設置し、グループ全社員に対応できる体制としています。

こうした各施策の充実を図りつつ、継続的なコンプライアンス活動の推進に取り組んでいます。

グループ行動憲章（総論）

1. 法令や社会のルールを遵守し、いかなる場合であっても、決してこれに反する行為は行いません。
2. 自由で活発な創造的企業活動を、公正を旨として行います。
3. 一人ひとりがグループにおける自らの役割と権限を自覚し、その責任を全うするため、全力を尽くします。
4. 企業活動における情報の重要性を踏まえて、情報の入手と活用及び適正な取り扱いを常に心がけて行動します。
5. 5つのステークホルダー（お客様、社会、投資家及び国民の皆様、社員、グループ会社（取引先））の信頼に応えます。

「入札監視委員会」による監視機能強化

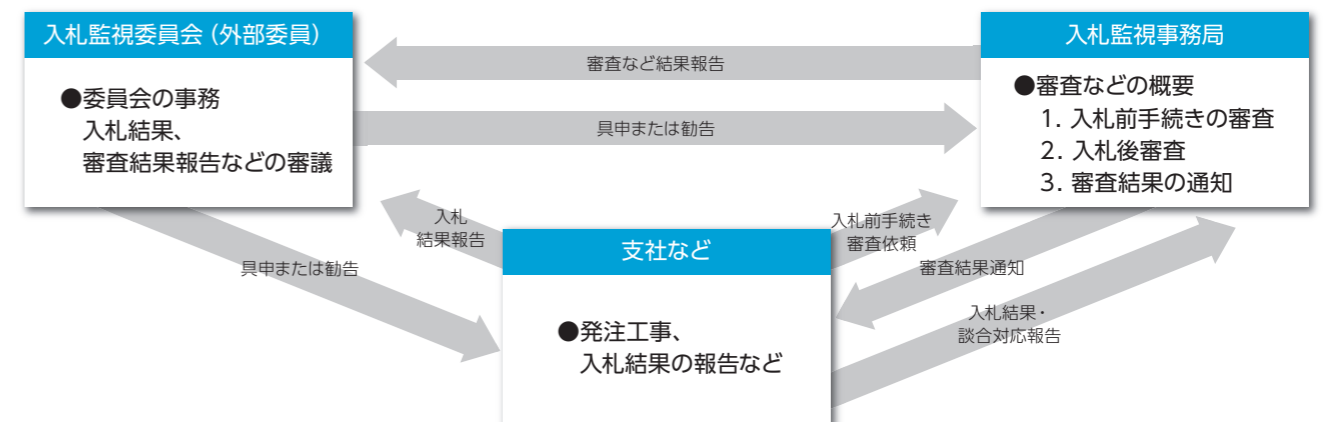
入札および契約の過程ならびに契約内容の透明性を確保するため、各支社に弁護士、大学教授などの外部有識者からなる「入札監視委員会」を設置しています。支社などが行った工事、調査などの契約について年2回審議されており、2008年度からは工事、調査などに加え、物品・役務も審議の対象としました。

なお、審議内容については、ステークホルダーの皆さまにもご覧いただけるように、ホームページ内の「調達・お取引」のペー

ジで開示を行い、透明性の向上に努めています。

さらに、本社に事業部門から独立した「入札監視事務局」を設置し、工事の発注単位の決定方法および競争入札とする場合に設定する参加要件などについての事前審査・事後審査や、契約に関するデータの収集・分析を行っています。「入札監視事務局」のスタッフは、毎回「入札監視委員会」に出席し、入札・契約手続きの結果の報告などを行っています。

▼入札手続きなどの監視体制



あらゆるリスクに備える体制

NEXCO西日本は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として、事故・災害などの発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。事業執行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影

響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントを、重要な経営課題として位置付け、会長を委員長とする経営リスク管理委員会を設置するなど、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制を構築しています。

業務改善の取り組みについて

西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社（以下、SHD）の業務運営の公平性・透明性に関して、投書・新聞記事等で指摘がありました。NEXCO西日本では、その事実関係について2010年4月26日から外部委員による調査を実施し、6月15日に調査報告を受けました。

同報告書の改善に向けての提言を受け、適切な改善を進める一方、NEXCO西日本とSHDが合同で7月22日に設置した外部委員を中心とした「業務改善委員会」においても、SHDの業務執行におけるルールの見直しや営業活動の改善等が9月21日に報告されております。現在、これらに従いSHDの社内規程の改善等を進めています。